

【サービスの体系】

障害者総合支援法

自立支援給付

障害福祉サービス

介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所(ショートステイ)
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立訓練(機能・生活)
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助
(グループホーム)

地域相談支援

計画相談支援

補装具

自立支援医療

- 更生医療
 - 育成医療
 - 精神通院医療 *
- *実施主体は東京都

地域生活支援事業

- 成年後見制度利用支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具給付等
- 移動支援 など

障害者

障害児

児童福祉法

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援